

地方消費税交付金（引上げ分）の用途について

（歳入）

地方消費税交付金	内 訳	備 考
555,000 千円	社会保障財源化分 302,727 千円	引上げ分（22分の12）
	一般財源 252,273 千円	現行分（22分の10）

（歳出）

（単位：千円）

事業名	金額	本年度の財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	要援護対策事業費	19,545	2,640		8,025	5,227	3,653
	保育所運営費	699,689	16,343		51,278	107,102	524,966
	放課後児童クラブ推進事業費	55,685	23,666		7,464	17,817	6,738
	子育て支援事業費	64,740	20,220			30,750	13,770
保健衛生	重度心身障害者等医療費助成（65才未満）	33,145	14,710		3,722	10,188	4,525
	重度心身障害者等医療費助成（65才以上）	41,327	19,714		6,321	14,665	627
	心身障害者医療費助成	10,255				7,120	3,135
	乳児妊産婦医療費助成	9,208	3,533		1,259	1,759	2,657
	幼児・児童・高校生等医療費助成	57,898	3,544		563	37,705	16,086
	ひとり親家庭等医療費助成	11,537	4,951		1,192	3,478	1,916
	感染症予防事業費	73,031	2,238			46,887	23,906
	すこやか親子推進事業費	44,474	7,217		526	20,029	16,702
合計	1,120,534	118,776		80,350	302,727	618,681	

備 考

引上げ分の地方消費税収入（市町村交付金分を含む。）については、社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとされている。

（注）「社会保障4経費」…制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費